湖西市農業委員会議事録（5月）

招集年月日	令和4年5月16日（月）								
招集の場所	防災センター　2階								
開閉会日時及び宣告	開　会	5月16日(月)　午後2時00分		議長	内山　吉朗				
	閉　会	5月16日(月)　午後2時25分		議長	内山　吉朗				
出席並びに欠席委員 出席14名 （欠席0名） 凡例 ○　出　席 ▲　欠　席 ▲公 公務欠席	議席番号	氏　名	出席等の別	議席番号	氏　名	出席等の別	議席番号	氏　名	出席等の別
	1	菅沼　純一	○	9	山本　敬博	○			
	2	内山　吉朗	○	10	山本　晴夫	○			
	3	鈴木　真聡	○	11	石田　学	○			
	4	池田　雅美	○	12	柴田　克芳	○			
	5	疋田　晃久	○	13	太田　達男	○			
	6	河邊　勝彦	○	14	外山　雅子	○			
	7	石田　浩章	○						
	8	髙須　俊夫	○						
会議録署名委員	1番	菅沼　純一		14番	外山　雅子				
職務のため出席した者の職氏名	局　長	北見　浩二		次　長	吉田　善行				
	副主任	朝倉　麻貴							
会議に付した事件	1　開　会 2　会長あいさつ 3　議　題 議案第18号　農地法第3条の規定による許可申請について 議案第19号　農地法第4条の規定による許可申請について 議案第20号　農地法第5条の規定による許可申請について 議案第21号　農用地利用集積計画の決定について 4　報告事項 報告第10号　農地法第3条届出受理について 報告第11号　農地法第5条届出受理について 5　その他 6　閉　会								
会議の経過	別紙のとおり								
備　考									

議　事　の　概　要

（令和４年５月　定例会）

開　　会　　午　後　2　時　00　分

局　　長　　みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会していただきます。

出席委員数は、定数14人のところ14人全員出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会　　長　　みなさん、こんにちは。まだまだ田植えのほうで忙しい方もいらっしゃると思いますので、速やかに議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。それでは、ただいまから湖西市農業委員会５月定例会を開会いたします。

局　　長　　ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)　　それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なし）

それでは議事録署名人は、議席番号１番の菅沼（すがぬま）純一（じゅんいち）委員と14番の外山（とやま）雅子（まさこ）委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第18号農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　農地法第３条の規定による許可申請につきまして、申請件数は１件です。

申請番号10番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号10番及び図面のNo.1です。申請地は[redacted]から西へ約[redacted]のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は自作地12,543.22㎡を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、柿、くりを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。内山会長、補足説明をお願いします。

内山会長　本日の人は、去る10日の日でございますけども、佐原推進委員と2人で現地に行ってまいりました。現場のほうは[redacted]の西のはずれのほうに位置しております。[redacted]の西側の住宅が点在している中の農地でございます。今回譲り受ける方も地元の方ということで、今回の申請地図面のほうのNo.10ですね、この土地ですけども、この北側がですね、一つ挟んでさらに北側が譲受人の現在の所有地になっております。ということで、特に問題はなかろうと思います。以上でございます。

事務局　以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)　この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第18号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。

申請番号4番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号4番

及び図面のNo.2です。この度、農業用倉庫用地として既に転用している違法状態を是正するための申請に及んだものです。申請地は、[redacted]から北西に約[redacted]のところに位置し、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は農業用倉庫1棟62.58㎡及び自動車2台分の転用であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出及び砕石敷きの部分は自然浸透されているため、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、新たに造成等は行わないため資金はかからず、違法状態を将来に向かって消滅させる申請であることから、許可相当と考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員　　5月4日の日に石田推進委員と現地確認に行きました。この申請地は、東側に道路、あとは宅地になっております。それで、これがもうすでに倉庫が建っておりまして、駐車場にするところも砕石が敷いてあります。追認ということで、この現状からみても周りに与える影響はないかと考えられますので、問題ないと思います。以上です。

事務局　　以上で、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)　　この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第19号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は3件です。申請番号4番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号4

番、図面の No.3 です。譲受人は、宗教法人です。この度、駐車場の増設のための申請に及んだものです。申請地は、[redacted]から西に約[redacted]のところに位置し、官公庁から500m以内の区域にある農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、池沼を含む 568.00 ㎡の土地に普通車 12 台分の来客用駐車場を設置し、転用面積は適当と思われること、他の土地と比較検討したところ、他の農地に与える影響が最も少ないと判断できる農地であることから許可相当と考えます。内山会長、補足説明をお願いします。

内山会長　　この件につきましても、10 日の日に佐原推進委員と現場のほうへ参りました。申請地につきましては、西側に、現在使用しております[redacted]さんの駐車場が現存します。そのすぐ東側の土地ということでございますが、申請地の東側ですね、農地があるようになっているのですが、現地見てまいりますと、実際農地として使用されていないような状態となっておりました。それから北側ですね、ちょっと段差がありまして、北側のほうがかなり低いですけれども、ブロック積みの下に農地が存在しております。こちらのほうは、現在作付けはされておりませんでしたが、草刈がされておりました。南側につきましては、公道に接しているような状況でございました。今回の転用につきましても、隣地の農地に与える影響は特にないだろうという判断をいたしましたので、よろしいのではないかと思います。以上でございます。

事 務 局　　続きまして、申請番号 5 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 5 番及び図面の No.4 です。譲受人は、[redacted]に本社を置き、養殖業を生業とする法人です。この度、養魚場として既に転用している違法状態を是正し、売買するための申請に及んだものです。申請地は、市街化の区域に近接する 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、他地目等を含む 3559.63 ㎡の土地に養殖池 19 槽を設置する転用であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。また、資金計画の見込みがあること、違法状態を将来に向か

って消滅させる申請であることから許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員　　5月の4日の日に小原推進委員と現地を視察してきました。今、話にありますように既に養殖場に組み込まれていてそれの是正という感じでありました。ちなみに、東西南北の使用状況につきましては、西側と北側はもう養殖場の一部となっております。これはもう既に登録されているようです。東側のほうに畑があるのですけど、これも荒れ地になっていて将来的なことを考えても、すぐに是正されるような状況ではないようです。したがいまして、面積的に含めましても特に問題はないという判断をいたしました、以上です。

事務局　　続きまして申請番号5番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号6番、及び図面のNo.5です。申請者は、[redacted]に本社を置き、太陽光発電事業を生業とする法人で、この度、太陽光発電設備を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[redacted]から北東へ約[redacted]ところに位置し、県道と原野等に分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、2,991㎡の土地に太陽光パネル1枚あたり2.58㎡を468枚設置して発電し、発電能力は50kwで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。髙須委員補足説明をお願いします。

髙須委員　　該当の場所ですけれども、5月の7日推進委員の深田さんと一緒に確認をしました。[redacted]の近くなのですが、該当の箇所は、東側は[redacted]の道路で、西側は斜面になっているところ、南側のほうは既にソーラ

ー、前々回でしたか確認をして許可をしたソーラーが設置してあります。それの続きになる位置でございます。北側は、小川、山から来た水が流れるところで、周りには民家は一軒もないところなので、ここにソーラーをずっとやっても周りに影響はない場所ですので、問題はないと思います。以上です。

事 務 局　　以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)　　この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

内山会長　　今回の申請は、先ほどの説明の中にあったのですけども、先に申請が出てやられているとのことですけども、業者は一緒なのですか。

事 務 局　　業者は一緒です。

内山会長　　わかりました。

議長(会長)　　他には何かありますか。ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第20号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第21号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　議案書の8ページをご覧ください。公告予定が5月20日の利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。3筆、2,465㎡の新規であります。

次に、議案書の9ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が2筆あります。県の農業振興公

社が合計2,465㎡の農地を1名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[redacted]に本社を置く[redacted]に配分を予定するものです。

説明は以上です。

議長(会長)　この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第21号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書11ページをご覧ください。

報告事項第10号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書13ページをご覧ください。

報告事項第11号について、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が3件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長)　ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局　　次回の定例会は、6 月 15 日（水）、午後 2 時からで、会場は防災センター2 階となります。

（その他連絡事項）

議長(会長)　　他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 5 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間　　午後　2 時　25 分

湖西市農業委員会会議規則第１５条第２項の規定により署名する。

湖　西　市　農　業　委　員　会

議　　長　　内山　吉朗

委　　員　　菅沼　純一

委　　員　　外山　雅子